

参考

- *この内容は製品導入時等に、お客様へのメンテナンス費用の概算を参考としてお知らせするものです。
- *点検項目は標準的な使用条件を基準にしております。
- *実際にメンテナンスを行う際は設置・使用状況により内容・費用が変更となる場合がございます。

定期点検整備基準表

EFBS07-9.5

*点検・整備は運転時間または期間のいずれか早い方を基準に行ってください。

品名	整備期間							
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
	2500hr	5,000	7,500	10,000	12,500	15,000	17,500	20,000
1. 圧縮機本体								
・ピストンセット		○		●		○	○	
・換気扇セット	○	○	○	●	○	○	○	
・ピンロータ接続棒セット	○	○	○	●	○	○	○	
・Oリング		○		●		○		
・パッキン付弁セット		○		●		○		
・電動機セット	○	○	○	○	○	○	○	
・圧力計	○	○	○	○	○	○	○	
・フィルタエレメント(吸込側)	●	●	●	●	●	●	●	
・圧力開閉器	○	○	○	●	○	○	○	
・安全弁	○	○	○	○	○	○	○	
・シリンダ				○				
・ブースター圧縮機本体								●
2. セット部品								
・空気タンクセット	○	○	○	○	○	○	○	○
・脚ゴム	○	○	○	●	○	○	○	●
・圧力計パイプ	○	○	○	●	○	○	○	
・圧力開閉パイプ	○	○	○	●	○	○	○	
・接続管(1)	○	○	○	●	○	○	○	●
・接続管(2)	○	○	○	○	○	○	○	○

- ・○印は点検(必要があれば交換)、●印が交換です。(部品代には●印のみカウントしています)
- ・ジョイント類の交換費用は、上記に含んでおりませんが必要により交換する場合があります。
- ・この定期点検整備基準表の整備期間は、年間の運転時間が2,500h未満の場合を対象としています。
年間の運転時間が2,500h以上の場合は、点検期間を半分に早めて実施してください。
- ・交換基準は保証期間とは異なります。保証期間は1年間または2,500時間です。
- ・設置環境によっては整備時期が早まる場合があります。